



令和3年度選挙事務に係る会計年度任用職員を募集します

令和3年度に予定される「茨城県知事選挙」、「衆議院議員総選挙」の選挙事務を補助する会計年度任用職員を募集します。

- **募集職種** 一般事務 : 選挙の準備から執行後までの一般事務を補助する。
投票立会人 : 選挙の投票が公正に行われるよう立ち会う。
受付事務 : 投票の受け付けなどの事務を補助する。
- **応募資格** 町内在住の18歳以上の方。ただし、投票立会人は、大子町選挙人名簿に登録されている方に限ります。
- **応募方法** 所定の申請書に希望職種など必要事項を記入、押印の上、大子町選挙管理委員会（第1分室会議室（旧水道課））に本人が持参してください（仕事内容等の説明のため）。申請書は選挙管理委員会および総務課にあります。また、町ホームページからダウンロードできます。
- **受付時間** 8：30～17：15（土日・祝日を除く。）
- **応募期限** 7月30日（金）

■ 従事する日時・場所・報酬等

一般事務 (2人)	従事日時	選挙準備から執行後までの50日間程度 8：30～16：50 ※昼休み除き7時間20分勤務 ※投票日当日は時間外勤務あり
	従事場所	大子町役場 第1分室会議室
	報酬	7,159円/日+交通費 ※時間外手当あり
期日前投票の 投票立会人 (各日2人)	従事日時	投票日前日までの16日間 8：30～20：00
	従事場所	大子町役場内 期日前投票所
	報酬	9,600円/日+費用弁償
期日前投票の 受付事務 (各日2人)	従事日時	投票日前日までの16日間 8：30～20：00
	従事場所	大子町役場内 期日前投票所
	報酬(参考額)	12,446円/日+交通費
投票日当日の 受付事務 (10人程度)	従事日時	投票開始時刻30分前から投票終了時刻まで (午前6時30分から午後6時までの予定)
	従事場所	選挙管理委員会が指定する投票所
	報酬(参考額)	12,446円/日

- **その他** 収集した個人情報は、大子町選挙管理委員会のみで使用し、目的以外には使用しません。

申込み・問合せ 大子町選挙管理委員会（第1分室会議室） TEL 72-1140

マイナンバーカードに関する手続きができない日のご案内

システム改修により、次の日程はマイナンバーカードの交付および電子証明書の更新の手続きができません。

大変ご迷惑をおかけしますが、別日でのお申込みをお願いします。

■日時 7月20日（火） 終日

問合せ 町民課町民担当 TEL72-1112

「鮎のつかみどり大会」「太子町花火大会と灯籠流し」開催中止

太子町の夏の風物詩「鮎のつかみどり大会」および「太子町花火大会と灯籠流し」については、新型コロナウイルスの感染対策等、昨今の社会情勢を鑑み、参加者や関係者の安全を考慮して開催を中止することとなりました。

問合せ 太子町観光協会 TEL72-0285

太子町ふるさと応援便（第1便）の募集について

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ふるさとを離れ、町外で学業に励む一人暮らしの学生を対象に、「太子町ふるさと応援便」をお届けします。

■対象者 次の(1)～(3)すべてに該当する方

(1) 太子町出身で、町外在住の学生※1であること。

(2) 一人暮らしをしている学生であること。ただし、兄弟等（学生）と同居している場合は、うち1人に限り対象者とする。

(3) 申込時において、保護者※2が町内に住所を有すること。

※1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、専修学校、各種学校に在学する方

※2 学生の親権者もしくは後見人または学生を現に監護もしくは扶養している方

■内容 太子町の特産品詰め合わせ（費用負担なし）

【第1便】太子のお米のカレールウ、野菜セット、おだ掛け米1kg、和紅茶、サイダー、こんにゃくそうめん等（内容は変更になる可能性があります。）

■申込み 所定の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、太子町観光商工課に提出してください。申込書のダウンロード、申込方法等の詳細については、町ホームページをご覧ください（<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page005525.html>）。



■申込期限 7月31日（土）消印有効

問合せ 観光商工課 TEL72-1138

太子警察署の改修工事のお知らせ

太子警察署では、庁舎1階の改修工事を行っています。

庁舎内や駐車場の一部利用制限、工事に伴う騒音などで、ご迷惑をおかけしますがご理解、ご協力をお願いします。

■工事期間 10月末日ごろまで

問合せ 太子警察署警防課、会計課 TEL72-0110

新型コロナワクチン接種について

■65歳以上高齢者接種の接種状況について ※6月28日現在

	接種人数（暫定集計）	接種率（4月16日付対象者7,695人で算出）
1回目	5,028人	65.3%
2回目	2,470人	32.1%

■基礎疾患を有する方等以降の接種について

▽クーポン券（接種券）の送付、予約、1回目の接種について

- ・次のとおりクーポン券を送付しています。クーポン券が届かない方、送付後紛失した方は、コールセンターにご連絡ください。

対象者	送付日	予約開始	接種開始
基礎疾患を有する方(12～64歳) 高齢者施設等従事者 (障がい者施設従事者も含む。)	7月1日(木)	6月15日(火) ～6月26日(土) ※コールセンター対応	7月19日 (月)～ ※基礎疾患 を有する 方から順 次接種
60～64歳	7月1日(木)	7月7日(水)～	
40～59歳	7月8日(木)	7月14日(水)～	
12～39歳	7月15日(木)	7月26日(月)～	

- ・接種は、医療機関における個別接種で実施します。
- ・基礎疾患を有さない12～64歳の方は、クーポン券が届いた後、指定の予約開始日以降に町内医療機関に予約を入れ、接種を受けてください。詳しくは送付された通知をご確認ください。

▽2回目の接種について

- ・1回目の接種から通常3週間を空けて2回目を受ける必要があります。原則として、新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンは、同時に接種できませんのでご注意ください。
- ・2回目も1回目同様にクーポン券、予診票（2回目分）、本人確認書類を医療機関に持参してください。

▽やむを得ず予約をキャンセルする場合

接種の予約を入れた方で、体調不良等でやむを得ず予定していた接種が受けられない場合には、予約をした医療機関に必ずキャンセルの連絡をしてください。現在、接種に使用しているファイザー社のワクチンは、注射器の種類によって一瓶から5回または6回分の薬剤を採ることができますが、1回分でも取り出すと残りを保存することができません。ワクチンの廃棄を無くすためにも、キャンセルの際には早めのご連絡にご協力をお願いします。

▽町外で接種を受ける場合

- ・町民の方は原則として、町内医療機関でワクチン接種を受けることになります。基礎疾患を有する方で町外において接種を希望する方は、接種先市町村または町外医療機関の予約方法に従って接種を受けてください。接種先市町村への届け出は不要です。
- ・遠隔地で接種を受けたい大学生、単身赴任者、里帰り妊婦等は、接種先市町村への届け出が必要です（※届け出が省略される場合もあります。）。詳しくはコールセンターへお問い合わせください。

▽町外の大規模接種等で接種予定の方へ

町外の大規模接種等により送付日より早くクーポン券が必要な方は、コールセンターへお申し出ください。クーポン券を送付します。

問合せ 大子町コールセンター TEL76-8076

開設日時：月～土曜日（日曜・祝日を除く。） 8：30～17：00

コロナ時代の運動不足に要注意！

運動不足は、血糖値やコレステロール値が高値になりやすい、肥満につながりやすいなどの悪影響を与えてしまいます。新型コロナウイルスの重症化リスクを高める基礎疾患の中には、生活習慣病が多く含まれています。感染しない健康な体づくりのために、感染しても重症化しないために、体を動かす機会を増やしましょう。

■**体調の確認** 以下の項目が一つでも当てはまれば、運動は行わないでください。

- 平熱を超える発熱(毎朝、体温測定をしましょう。) 咳・のどの痛みなどの風邪症状
- だるさ・息苦しさ 嗅覚や味覚の異常 体が重く感じる、疲れやすいなど

■**感染をしっかり予防することが大切です！**

- 手洗い・手指消毒(外出前後、手洗いはしっかり30秒！手指消毒も忘れずに！)
- 十分な距離の確保(密閉× 密集× 密接×)
- マスク着用(人と会話をする際は、必ずマスク着用)
(運動時、息苦しさを感じたら、人がいない場所でマスクを外す・休憩を取る。)

■**運動の種類、注意点**

▽ウォーキング・ジョギング

- ・一人または少人数で実施しましょう。 ・すいた時間、場所を選ぶことが大切です。
- ・ほかの人との距離を十分に取しましょう。
- ※ウォーキングは5m程度、ジョギングは10m程度(推奨)
- ・熱中症予防のため、こまめな水分・塩分補給、風通しの良い服装や着帽などに気を付けましょう。

▽ストレッチ・筋力トレーニング

- ・自宅で動画を活用することも一つです。
- ・こまめに換気をしましょう。



自宅で簡身体操
～上半身ス
トレッチ編～



自宅で簡身体操
～筋力トレ
ニング編～

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

特定健診を受けた方へ、結果説明会のお知らせ

今年度、特定健診を受けた方の中で、将来、生活習慣病の発症リスクが高いと予測される方を対象に結果説明会を実施します。対象となった方には、結果説明会の通知と特定保健指導利用券をお送りします。生活習慣を改善するための特定保健指導を実施します。

肥満や生活習慣病があると新型コロナウイルス感染症が重症化しやすくなるとも言われています。今だからこそ生活習慣を見直すことが必要です。ぜひご参加ください。

■**特定保健指導とは？**

特定保健指導は、特定健診の結果から、生活習慣病の発症の危険性があり、食生活の改善や運動の実施などにより生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、支援を行うものです。

■**特定健診や特定保健指導を受けないと？**

特定健診や特定保健指導を受けずに、生活習慣病の前兆に気付かないまま重い病気を発症してしまうと、健康が損なわれ、費用面でも負担が生じます。医療費が家計を圧迫するだけでなく、日常生活に支障が生じ、収入が落ち込む恐れがあります。また、こうした病気にかかる国保加入者が増えると、医療費全体が増加し、国保税の引き上げが余儀なくされる場合もあります。ご自分の健康のためにも、いつまでも安心して医療を受けるためにも、年に一度は特定健診を受け、対象になった方は特定保健指導を利用しましょう。

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

熱中症に注意しましょう

熱中症は、気温などの環境条件だけでなく、体調や暑さに対する油断なども要因となって起こります。また、夏季の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがあります。

熱中症の主な症状としては、めまい、立ちくらみ、頭痛、吐き気などがあります。重症化すると意識障害やけいれんを起こすことがあります。

熱中症はきちんとした対策をとれば防ぐことができますので、予防に努めてください。

■「新しい生活様式」における熱中症予防のポイント（厚生労働省ホームページより）

- ・屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合は、マスクを外す。
- ・マスク着用時は強い負荷の作業や運動は避ける。
- ・体温測定、健康チェックを行い、体調が悪く感じたときは無理せず自宅で静養する（急に暑くなった日や、久しぶりに暑い環境で身体を動かす際は特に注意が必要）。

■熱中症の予防法

▽暑さを避ける

- ・室内の温度や湿度をこまめに確認し、扇風機やエアコンを利用する。
- ・涼しい服装を心掛け、外出の際は日傘や帽子を活用する。
- ・外出の際は天気予報などを参考に、暑い日や時間帯を避けて活動する。

▽こまめに水分補給をする

- ・喉が渇く前に、こまめに水分補給をする。
- ・激しい運動、作業を行ったとき、多くの汗をかいたときは塩分も補給する。

▽暑さに備えた体づくりをする

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を心掛け、身体が暑さに慣れるようにする。

■熱中症になったときの処置

▽意識がある、反応が正常なとき

- ・涼しい所に避難し、衣服をゆるめ体を冷やす。
- ・水分や塩分を補給する（自力で水分補給ができない場合や症状が改善しない場合は医療機関を受診する。）。

▽意識がない、反応がおかしい、けいれんがある等のとき

- ・救急車を呼ぶ。
- ・涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす。

問合せ 消防本部 TEL72-0119 健康増進課 TEL72-6611

国民健康保険被保険証と後期高齢者医療被保険者証の一斉更新

令和3年度から国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者証の発送方法を、簡易書留に変更しますので受け取りをお願いします。被保険者証の発送は7月8日を予定していますが、郵便局の都合により配達日が異なりますのでご了承ください。

配達日に被保険者証を受け取れなかった場合、8月1日までは郵便局での保管となりますので、「郵便物等ご不在等連絡票」に記載されているお問合せ先に連絡をしてください。8月2日以降の被保険者証の受け取りに関するお問合せは、大子町役場町民課国保年金担当（76-8125）までお願いします。

問合せ 町民課国保年金担当 TEL76-8125

地震に対する日常の備えを行いましょう

近年、南海トラフ地震や首都直下地震など、甚大な被害を与えることが想定される大地震の発生が危惧されています。日ごろから地震について関心を持ち、大地震に対する備えを家庭で進めていくことが大切です。

■家庭内で防災会議を開きましょう

地震のときには、まず自分の身の安全確保を第一に考えましょう。日ごろから家庭内で話し合い、情報を共有しておきましょう。また、被災した場合を考え、お互いの安否の確認手段も考えておきましょう。

■備蓄品・非常持出品を備えましょう

いざというときを考え、数日間生活できるだけの水や食料品などの「備蓄品」を備えておきましょう。また、避難するときに持ち出す「非常持出品」の再確認をしておきましょう。

問合せ 消防本部予防課 TEL72-0119 総務課総務担当 TEL72-1114

【原子力防災情報】重大事故発生時の避難！ part 1

大子町は、町内の一部（盛金、北富田地区）が日本原子力発電東海第二発電所から30km圏内（UPZ）に位置しています。

万が一、原子力施設において重大事故が発生した場合は、被爆等から住民を守るため避難情報等を発信し、被害回避活動が実施されます。また、常陸太田市からの避難者受け入れも計画されています。有事の際は、スムーズな避難活動が行えるよう町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■大子町民の避難施設

避難施設名	住 所
大子文化福祉会館「まいん」	大子町大字大子722-1
大子町立リフレッシュセンター	大子町大字池田2669

■常陸太田市からの避難者受け入れ避難施設

避難施設名	住 所
大子町立だいが小学校体育館	大子町大字大子460
茨城県立大子清流高等学校体育館	大子町大字大子224
大子町立大子中学校体育館	大子町大字池田1648
大子町立大子西中学校体育館	大子町大字芦野倉733
大子町立依上小学校体育館・校舎	大子町大字下金沢217-1
大子町立さはら小学校体育館	大子町大字左貫1990-3
黒沢コミュニティセンター	大子町大字町付910-1
旧黒沢小学校体育館	大子町大字町付1529-1
大子町立生瀬中学校体育館	大子町大字内大野2963-1
大子町立生瀬小学校体育館	大子町大字高柴1979
大子町立袋田小学校体育館・特別棟	大子町大字袋田1457-1
大子町立南中学校体育館	大子町大字頃藤3708
大子町立上小川小学校体育館	大子町大字頃藤5017-2

問合せ 総務課総務担当 TEL72-1114

消火器の薬剤詰め替え等補助を行います

大子町内で発生し、消防署が確認した火災において使用された消火器等の薬剤詰め替えまたは買い替えに対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

■補助対象

補助の対象は、大子町内で発生した火災で使用された消火器等とする。ただし、次のいずれかに該当する消火器等は除く。

- ・ 応急消火義務者が当該火災に対して使用した消火器等
- ・ 火災の火元である建築物に設置された消火器等
- ・ 国または地方公共団体が管理する施設に設置された消火器等
- ・ 町長が補助を行うことが適当でないと認める消火器等

▽応急消火義務者とは・・・

- ・ 火災を発生させた者
- ・ 火災の発生に直接関係がある者
- ・ 火災が発生した消防対象物の居住者または勤務者

■補助金額

消火器等1本につき10,000円を限度

■補助の申請手続

申請者は補助対象の消火器等が使用された日から30日以内に「消火器等の薬剤詰め替え等補助金交付申請書（別記様式）」に領収書の写しを添えて消防本部に提出してください。申請書は、町ホームページにてダウンロードできます。また、消防本部にて配布しています。

問合せ 消防本部警防課 TEL72-0119

司法書士による無料法律相談会

相続、借金、不動産のトラブルなどを、くらしの法律家である司法書士に相談してみませんか。お気軽にご相談ください。

- 日時 8月3日（火）9：30～11：30 ※相談は1件当たり40分程度です。
- 場所 役場会議室 ※個別にご案内します。
- 定員 3人（要予約・先着順）
- 申込み 7月20日（火）から7月30日（金）までに観光商工課へお申し込みください。

問合せ 観光商工課 TEL72-1138

知的障がい者巡回相談について

知的障がい者（18歳以上）の方を対象とした相談を行います。予約制ですので、9月3日（金）までにご連絡ください（定員になり次第締め切り）。

- 日時 9月14日（火）10：00～14：30
- 場所 保健センター
- 内容 療育手帳の申請および再判定、知的障がい者の処遇に関する相談
- 相談員 福祉相談センター相談員

問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL72-1117

無料法律相談会

大子町消費生活センターでは、毎月1回、法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく、相続、離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。

- 相談員 山口康夫氏（前国士舘大学法学部教授）
- 日時 7月28日（水）10：00～15：00（12：00～13：00を除く。）
※相談は1件当たり1時間程度です。 ※日時は変更になる場合があります。
- 場所 役場会議室 ※個別にご案内します。
- 定員 4人（要予約・先着順）
- その他 既に弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。
- 申込み 7月20日（火）から7月27日（火）までの9：00～16：00（12：00～13：00を除く。）に大子町消費生活センターへ電話でお申し込みください。

問合せ 大子町消費生活センター TEL72-1124

物忘れ（認知症）相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談日を設けています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状がある方を介護している方は、お気軽にご相談ください。

- 日時 7月29日（木）13：00～16：00
- 担当者 地域包括支援センター職員
- 場所 保健センター 研修室
- 申込み 7月27日（火）までに電話等で地域包括支援センターにお申し込みください。

問合せ 地域包括支援センター TEL72-1175

Dカフェ（認知症カフェ）を開催します

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。認知症カフェは、認知症に関する講話や体操などを行うカフェです。認知症について一緒に学んだり、介護について共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

- 日時 7月25日（日） 13：30～15：00（受付13：15～）
- 場所 文化福祉会館「まいん」 観光交流ホール
- テーマ ワークショップ「世界に1つの布の花～布の花びらとくるみボタンを組み合わせてつくるお花ブローチ・お花ゴム」
- 講師 布小物作家 根本 香 氏
- 参加費 800円（材料費込み） ※令和3年度から参加費を徴収します。
- 申込み 不要
- 主催 でくあす大子（協賛：地域包括支援センター）
- その他 当日は感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。また、感染症等の状況により中止となる場合がありますので、ご了承ください。

問合せ 地域包括支援センター TEL72-1175



第50回 大子町芸術祭



作品・出演者大募集！！

「大子町芸術祭」は、昭和47年から開催している町民総参加の芸術文化の祭典です。この芸術祭では作品展示のほか、音楽・芸能発表を通して、町民の皆さまへ日頃の文化活動の成果発表の場と鑑賞の機会を幅広く提供しています。奮ってご応募ください！！

✿ 募集部門及び種目 ✿

- 美術展 日本画（水墨画を含む）、洋画（版画を含む）、デザイン、彫刻、立体造形（人物、動物、仏像、能面、その他彫刻）、工芸（漆工芸・革工芸・陶芸・七宝焼き・硯・パッチワーク・押し絵・押し花・模型・その他工芸）、写真、書、団体（学校、社会福祉施設等）
- 文芸展 俳句・短歌
- 盆栽展
- 生け花展
- お茶席
- 音楽祭 吹奏楽（少人数またはアンサンブル）、器楽・管弦楽、日本音楽、軽音楽、その他
- 芸能祭 日本舞踊、民謡、民舞、吟詠、剣詩舞、歌謡曲、伝統芸能、その他

✿ 会期 ✿

- 美術展・文芸展・盆栽展・生け花展
10月23日（土）から10月30日（土）
午前9時から午後7時
**※全作品10月30日（土）のみ
展示は午後3時まで**
- お茶席
10月24日（日）・10月30日（土）
午前10時から午後3時
- 音楽祭
10月24日（日）午前9時45分から
- 芸能祭
10月30日（土）午前9時45分から
**※コロナウイルス感染症の状況により、中止
となる場合があります。**

✿ 応募できる方 ✿

- 原則として、次に掲げる方とします。
- ・町内にお住まいの方
 - ・町内に事務所のある団体
 - ・町内の事務所に通勤する方
 - ・町内の学校に通学する方
 - ・大子町出身者



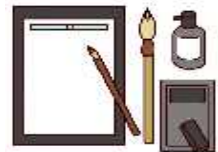
✿ 会場 ✿

- 第1会場 リフレッシュセンター（美術展・文芸展・盆栽展・生け花展・お茶席）
- 第2会場 中央公民館講堂（美術展（団体））
- 第3会場 文化福祉会館まいん（音楽祭・芸能祭）

主催 大子町・大子町教育委員会・大子町芸術祭実行委員

❖ 作品の規格 ❖

- 出品する作品は、自己の製作したものに限り、なお、昨年の芸術祭以降に故人の製作した作品については、その相続人が出品できます。
- 出品する作品は、日本画、洋画、デザイン、彫刻・立体造形、工芸、写真及び書は1人につき2点以内、俳句は1人につき3句以内、短歌は1人につき5首以内とします。
- 日本画、洋画及びデザインは、8号以上50号以内とします。ただし、50号以上100号以内の作品は1点のみ出品できます。
- 彫刻・立体造形及び工芸は、規格自由とし、机上に陳列するものは50cm×50cm以内、その他については陳列できるものとします。
- 写真は、4ツ切以上とします。
- 書は、小画仙紙（120cm×70cm）以内とします。
- 日本画及び洋画は、額装とします。
- デザイン及び写真は、額装又はパネル貼りとします。
- 書は、額装又は軸装とし、B5判以内の竝門又は読み下し文を付けます。
- 俳句及び短歌は、短冊又は色紙に書き、短冊掛け又は額装とします。



❖ 出演条件 ❖

- 音楽祭における演奏時間は、1団体15分以内とします。
- 芸能祭における出演時間は、個人の場合1人5分以内とし、団体の場合1団体15分以内とします。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記に該当する演目は出演をご遠慮ください。
 - ・マイクを使用せず大声を出す演目
 - ・ボディークontaktがある演目（手を繋ぐ、ハイタッチなど）
- 1度にステージにあがることができる人数は10人までとします。

❖ 申込方法 ❖

- 申込期間 7月26日（月）から8月31日（火）（土・日、祝日を除く）
音楽祭及び芸能祭については、8月23日（月）まで
- 受付時間 午前8時30分から午後5時15分
- 申込方法 ・中央公民館に備付けの申込書により実行委員会事務局（中央公民館内）にお申し込みください（電話不可）。
・音楽祭及び芸能祭は、団体調書（仕込み図、必要備品）を添付してください。
・学校、社会福祉施設等は、団体でお申し込みください。
- その他 ・音楽祭及び芸能祭において応募多数の場合は、実行委員会で調整します。
・展示した作品は、会期中撤去することはできません。



❖ 問合せ先 ❖

〒319-3551

大子町大字池田2669番地 大子町立中央公民館内
大子町芸術祭実行委員会事務局（担当：益子）

Tel: 72-1148 Fax: 72-2016

E-mail: syougai@town.daigo.lg.jp

久慈川だより

久慈川緊急治水対策プロジェクトに盛り込まれた河川対策の進捗やソフト対策の検討状況をお知らせします

令和3年6月
第12号



ともに築こうまち・みらい

編集・発行
国土交通省 常陸河川国道事務所
国土交通省 久慈川緊急治水対策河川事務所

久慈川緊急治水対策プロジェクトの状況

○土地境界立会（額田地区）

5月12日から14日の3日間、河道掘削、霞堤整備が予定されている那珂市額田地区において土地境界立会を実施いたしました。

○3日間で延べ約120名の地権者の方に現地にお越しいただき、土地の境界を確認していただきました。今後も各地区において土地境界立会を進めていきますので、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

○設計内容の説明の実施

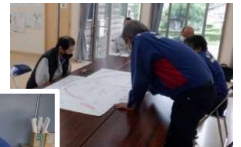
堤防整備に関する設計がまとまった大子町の4地区では、各地区の区長様に設計内容や用地測量等に向けた今後の事業の進め方について説明を行いました。

○工事の状況

常陸大宮市の家和楽地区ストックヤードでは、川の中を掘削した土砂と、常陸大宮市や大子町の工事で発生した土砂を混合して、堤防に適した土を造るための土質改良の準備を進めています。



額田地区での土地境界立会の様子



川山地区



南田気地区



家和楽地区のストックヤード



久慈川・那珂川流域における減災対策協議会

○令和3年5月28日に、久慈川・那珂川流域における減災対策協議会をWeb形式で開催しました。

○減災対策協議会は、平成28年6月に水防災意識社会を再構築するため、久慈川・那珂川の沿川15市町村、茨城県、栃木県、気象庁と国土交通省関東地方整備局で設立されました。その後、令和元年東日本台風（台風第19号）で長野新幹線が浸水したことを受けて、JR東日本や鹿島臨海鉄道などの鉄道事業者も令和3年3月の協議会から参画しています。

○今回は、水防災意識社会再構築に向けた取組をさらに充実させるため、水戸市長や那珂市長をはじめ、8名の首長が出席され、各機関が令和2年度に実施した取組状況や取組の進捗状況の共有などを行いました。



協議会の状況

工事等進捗状況（令和3年5月末時点）

国管理区間	地区	測量・設計			設計内容の説明	用地調査	用地補償	工事	
		地元説明	測量作業	設計作業					
	神田町・壱巻町	●※2	●	○	●※2	○			
	本米崎	●※2	●	○	●※2			○※1	
	額田	●※2	●	○		○※1			
	宇留野・富岡	●※2	●	○	●※2				
	高渡・上大賀	●※2	●	○		○			
	塩原・辰ノ口	●	●	○	●※2	○			
権限代行区間	地区	測量・設計			設計内容の説明	用地調査	用地補償	工事	
		地元説明	測量作業	設計作業					
		岩崎・小貴南	●※2	●	○	●※2			
		小貴北	●※2	●	○				
		山方	●※2	●	○	●※2			
		西野内	●※2	●	○	●※2	○		
		舟生	●※2	●	○	●※2	○		
		家和楽	●※2	●	○	●※2			○※1※3※4
		盛金	●※2	●	○	●※2	○		

権限代行区間（続き）	地区	測量・設計			設計内容の説明	用地調査	用地補償	工事
		地元説明	測量作業	設計作業				
	西金	●※2	●	○	●※2			
	頃藤南	●※2	●	○	●※2	○		
	頃藤北[右岸]	●※2	●	○	●※2	○		
	頃藤北[左岸]	●※2	●	○	●※2			
	下津原	●※2	●	○				
	袋田	●※2	●	○				
	南田気	●※2	●	○	○※2			
	久野瀬	●※2	●	○	○※1※2			
	北田気	●※2	●	○	●※2			○※1※4
	大子	●※2	●	○	●※2			△※1※3※4
	矢田・川山	●※2	●	○	●※1※2	○		
	下野宮	●※2	●	○	●※2	○		

凡例
●：実施済み ○：実施中
※1：一部区間 ※2：回覧による ※3：河道掘削 ※4：堤防整備
△：準備中

久慈川緊急治水対策河川事務所webサイトでも、毎月の事業進捗状況を公表しています。

ピックアップ 久慈川～この人に聞く～ 第1回



久慈川緊急治水対策プロジェクトに携わる人々を紹介する新コーナー。初回は、常陸太田市堅磐地区の武藤区長、川崎副区長のお二人です。
 <堅磐地区では、大規模な堤防整備を予定しており、現在、用地調査に向けた準備を進めているところで、お二人は地区の代表として、説明会の調整や地区の取りまとめをされています>



武藤区長さん 川崎副区長さん
 常陸太田市堅磐地区

久慈川や里川での思い出は？

昔の久慈川や里川は清流でウツボや魚を取ったり、学校の水泳で泳いだりしました。

プロジェクトに期待することは？

最近は何十年に1度の規模の豪雨が頻発しています。地域の住民が安心して暮らせるような堤防整備や河川の掘削を強く望みます。また、現在の堤防はサイクリングロードになっていますが、堤防が拡幅されることで見晴らしのよい堤防が整備されることを期待しています。

河川内に設置されている施設の点検 ～許可工作物の履行検査～

5月25日と26日の2日間、常陸河川国道事務所では、自治体など共同で自治体などが占有・管理している施設（樋管、橋梁等）の確認・点検を行いました。台風や大雨が多くなる6月～10月の出水期を迎えるにあたり、適切な管理がなされているか、施設に不具合がないかなどを双方で点検しています。



樋管の点検の様子

久慈川流域の自然災害伝承碑を1基追加公開し5基となりました

- 過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えし、的確な防災行動による被害の軽減を目指す、国土地理院の自然災害伝承碑に常陸太田市西宮町にある『更生の碑』が5月14日に新たに登録・公開されました。
- この碑は、昭和13年（1938年）6月、台風により里川で堤防が決壊し被害が発生したことを伝えています。
- 久慈川の洪水に関する伝承碑はこれまでに4基公開されており、今回の公開で5基となります。



5月14日に新たに登録・公開されました



久慈川流域の5基

「自然災害伝承碑」の取組みは下記の国土地理院webサイトもしくはQRコードをご覧ください
<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi.html>



久慈川の話 ～6月1日から鮎の解禁～

6月1日、久慈川の鮎漁が解禁されました。押川などではたくさんの釣り人が訪れていました。
 大子町によると「流れの強い久慈川で育った天然鮎。身が締まっていて、香りも良く、姿も美しいのが人気の秘密」ということです。プロジェクトで行う河道掘削ではアユにも配慮し工事を進めていきます



プロジェクトに関するお問い合わせはこちらです

久慈川緊急治水対策河川事務所

検索



国土交通省 関東地方整備局
 久慈川緊急治水対策河川事務所
 TEL:0294-72-1151



〒313-0015
 茨城県常陸太田市
 木崎一町700-1



国土交通省 関東地方整備局
 常陸河川国道事務所 調査第一課
 TEL:029-240-4069



〒310-0851
 茨城県水戸市
 千波町1962-2

「知りたい福祉!!」教室～知ることからはじめよう！物忘れと認知症の違いって？～

大子町内に在住の方等を対象に、福祉への理解や体験の場を提供することで、自分たちの住む町の福祉課題や、福祉の状況を理解し、ボランティア活動への積極的な参加やきっかけづくりを図るため、教室を開催します。

- 日時 7月26日（月） 10：00～11：30
- 場所 文化福祉会館「まいん」 観光交流ホール
- 対象者 大子町内に在住の方等（※小学4年生以下は保護者同伴）
- 募集人数 30人程度
- 申込み 大子町社会福祉協議会窓口またはホームページからダウンロードし、7月19日（月）までに社会福祉協議会へお申し込みください（郵送可）。
- 参加料 無料

問合せ 大子町社会福祉協議会 TEL72-2005

マイナンバーカード（個人番号カード）の休日申請受付

マイナンバーカードは、申請により無料（紛失等を除く。）で交付される、本人確認とマイナンバーの確認が1枚でできる唯一のカードです。

町民課では、大子町に住民登録されている方を対象に、職員が申請のサポートをしています。申請の仕方がわからない等の理由からマイナンバーカードを作成していない皆さん！ぜひこの機会に作成してみませんか？

- 休日の受付日時 7月11日（日） 9：00～12：00
- 受付場所 町民課

■申請・受取方法

- ▽申請時のみ来庁し、マイナンバーカードは、後日、本人限定受取郵便で受け取る場合
 - ・持ち物 (★) Aを2点またはAとBを各1点+通知カード
- ▽申請と受取時に来庁し、マイナンバーカードを町民課窓口で受け取る場合
 - ・持ち物 申請時は(★)AまたはBを1点
受取時は(★)Aを1点またはBを2点+交付通知書(はがき)+通知カード

本人確認書類 (★)	
A	運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード、身体障害者手帳 など
B	健康保険証、介護保険証、年金手帳、後期高齢受給者証、限度額認定証、医療福祉費受給者証（マル福）、学生証、社員証、生活保護受給者証、母子手帳 など

- ※マイナンバーカードの即日交付はできません。申請から交付まで1か月程度かかります。
- ※平日の受付時間は、8：30～17：15（水曜日は19：00まで）です。
- ※電子証明書の更新を希望する方は、マイナンバーカードを持参してください。

問合せ 町民課町民担当 TEL72-1112

町税等の納税はお済みですか

6月30日は町県民税第1期の納期限でした。納税がお済みでない方は速やかに納めてください。納期限から一定期間が経過すると督促状が発せられ、納付日までの延滞金が生じることがありますのでご注意ください。

町税等の納付には、便利な口座振替をお勧めします。口座振替は、一度手続を行うことで、指定日以降の納付が口座振替となるため、金融機関等に出かけて納付する必要がなくなります。各窓口での混雑緩和にもなり、感染症の拡大防止にもつながりますので、ぜひ口座振替のご利用をお願いします。利用を希望する方は、町内各金融機関または各郵便局へ直接申し込むか、税務課収納対策室にご相談ください。

また、スマートフォン決済、インターネットによるクレジット決済、eLTAX（エルタックス）を利用して納税することもできます。納付可能な税目は、町ホームページの「新型コロナウイルス感染症等関連情報」⇒「お知らせ」⇒「町からのお知らせ」⇒「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための町税等の納付方法について」からご確認ください。

問合せ 税務課収納対策室 Tel 72-1116

新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、納税が困難な方に対する地方税の猶予制度があります。町税の納税が困難な方は、税務課収納対策室までご相談ください。

■徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合（地方税法第15条）

▽ケース1：災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

▽ケース2：本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

▽ケース3：事業を廃止し、または休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

▽ケース4：事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により著しい損失を受けた場合

■申請による換価の猶予

上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合（地方税法第15条の6）

※eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>）をご覧ください。



■猶予の期限にご注意ください

現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限を確認し、期限までに納めてください。猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがありますが、現在の猶予の期限までに手続を完了させる必要があります。納税が困難な方は、税務課収納対策室までお早めにご相談ください。

※猶予期間の終了日は、先に送付している猶予許可通知書でご確認ください。

※猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し督促状が送付されます。

※他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認するため、資料の提出等をお願いすることがあります。

問合せ 税務課収納対策室 Tel 72-1116

大子町公民館講座 参加者募集のお知らせ

■銅板レリーフ作成講座

- ▽日時 8月6日(金) 10:00~12:00
▽費用 参加費:500円 材料費:2,000円
※親子で1作品を作成の場合、1人分の参加費・材料費で参加できます。
▽申込期限 8月4日(水)

■銅の小皿作成講座

- ▽日時 8月20日(金) 10:00~12:00
▽費用 参加費:500円 材料費:2,000円
※親子で1作品を作成の場合、1人分の参加費・材料費で参加できます。
▽申込期限 8月13日(金)

■錫の小皿作成講座

- ▽日時 8月27日(金) 10:00~12:00
▽費用 参加費:500円 材料費:2,500円
※親子で1作品を作成の場合、1人分の参加費・材料費で参加できます。
▽申込期限 8月4日(水)

■持ち物 雑巾、軍手、鉛筆、エプロン

■講師 友常 みゆき 先生(針金作家)

■定員 各10人程度(定員を超えた場合、抽選となりますのでご了承ください。なお、当選者は郵送でお知らせします。)

■参加対象 大子町に在住、勤務または通勤している方
※小学生以上(未成年の単独の参加については、保護者の確認が必要です。)

■申込方法 中央公民館(電話または来館で受け付け)
申込書に必要事項を記入し提出してください。申込書は中央公民館にあります。
電話での申込みの際は、氏名・住所・電話番号をお伝えください。

申込み・問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL72-1148

令和3年度茨城県警察官採用試験(第2回)案内

- 受験資格
- ・男性警察官A、女性警察官A(大学卒業程度)
昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人もしくは令和4年3月31日までに卒業見込みの人または人事委員会がこれと同等と認める人
 - ・男性警察官B、女性警察官B(A区分以外)
昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの受験資格(学歴区分)に該当しない人

■受付期間 7月1日(木)午前9時から8月13日(金)午後5時まで

■第1次試験 教養、論文試験:9月19日(日)

■第2次試験 身体検査、体力試験、適正検査:10月9日(土)、10日(日)のいずれか1日
集団討論、個別面接:11月8日(月)~12日(金)のいずれか1日

■受験申込み

スマートフォン、パソコンまたはタブレット端末から申込み可能です。詳しくは、茨城県警察採用案内ホームページをご確認ください。また、申込みをする方は、事前に大子警察署までご連絡ください。

問合せ 大子警察署警務課採用係 TEL72-0110

「こどもはやし教室」参加者募集のお知らせ

文化庁支援事業として「こどもはやし教室」を開催しますので、町内の小学生・中学生の参加者を募集します。

「はやし」を習うことでお祭りのときに囃子方として参加ができ、お祭りがより一層楽しめます。また、伝統芸能に触れることで、日本文化に興味・関心が芽生えます。

- 日時 8月6日から毎週金曜日（計12回） 19：00～20：30
※これは原則であり、開催日については後日連絡します。
- 場所 池田中地区集会所
- 費用 無料
- 傷害保険 参加するお子さんのために、開催者にてスポーツ安全保険に加入し、教室開催時のけがなどに備えます。
- 参加人数 15～20人程度
- 諸注意 教室会場までの送り迎えは保護者の皆さんにお願いします。
昨今の新型コロナウイルス感染対策として、教室の換気等に留意して開催します。また、体調がすぐれない場合は無理をせず休ませてください。
- 申込み 参加するお子さんの氏名、学校名、学年、保護者氏名、住所、電話番号（連絡先）をお伝えください。

申込み・問合せ 池田中囃子保存会（会長 石井良二）
TEL090-1112-2262 TEL0295-72-1631

図書館「プチ・ソフィア」からのお知らせ

無料で本、雑誌の貸し出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。
開館時間は午前10時から午後6時までです。休館日は毎週月曜日と木曜日です。

■新しく入った本

▽一般書

- 「土偶を読む 130年間解かれなかった縄文神話の謎」竹倉史人著
- 「物理学者のすごい思考法」橋本幸土著
- 「野鳥手帳『あの鳥なに？』がわかります！」叶内拓哉著、水谷高英画
- 「クックパッド おうちで簡単！絶品パスタ」宝島社刊
- 「農家が教える草刈り・草取りコツと裏ワザ」農山漁村文化協会編
- 「古木巡礼」倉本聰著
- 「小説8050」林真理子著

▽児童書

- 「おとなを動かす悩み相談クエスト こども六法NEXT」山崎聡一郎監修
- 「わたし、パリにいったの」たかどのほうこ作
- 「もりの100かいだてのいえ」岩井俊雄作

第67回青少年読書感想文全国コンクール課題図書、第49回茨城新聞小学生読書感想文コンクールの課題図書が入りました。7月10日（土）から展示・貸出します。貸出は1人1冊1週間です。どうぞご利用ください。

インターネットで蔵書が検索できます（<http://www.lib-eye.net/daigo/>）。



問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 TEL72-6123

大子町定住促進教育ローン支援助成金

町では、若者の定住を促進するため、教育ローンの借り入れを行った方に最大100万円を助成します。

■助成対象者（次のすべてに該当する方）

- ・教育ローンを借りている。
- ・子が令和2年度中に大学等（※1）を卒業した。または、今年度以後に大学等を卒業する。
- ・子が大学等を卒業した年の12月末（※2）までに大子町にUターンし、その後5年以上定住する意思がある。
- ・所得が1,000万円以下で、世帯全員が町税等を滞納していない。

※1 大学のほか、大学院、短期大学、専門学校および高等専門学校（18歳以上に限る。）を含みます。

※2 4月から12月までの間に大学等を卒業した方については、大学等を卒業した年の翌年の12月末までです。

■助成金の額

大学等の卒業時点における借入残高の1/2の額と100万円のうちいずれか少ない額

■申込み

▽令和2年度中に子が大学等を卒業した方

令和3年12月末までにまちづくり課へ登録申込みをしてください。

▽令和3年度以後に子が大学等を卒業する方

卒業する年の12月末までにまちづくり課へ登録申込みをしてください。

問合せ まちづくり課 TEL72-1131

スズメバチの巣駆除事業についてのご案内

町では、スズメバチによる危害を防止し、住民生活の安全を図るため、駆除業者に委託し、土地等に営巣したスズメバチの巣の駆除を行います。

■事業の内容

町内において、住宅（物置等の付属建物を含む。）またはその敷地等に営巣しているスズメバチの巣のうち、巣の周囲おおむね10メートル以内に複数の方が日常的に立ち入る可能性が高いものを駆除します。

※次のいずれかの場所に営巣しているスズメバチの巣については、当事業の対象外です。

- ・店舗、事業所等の営利を目的とする事業の用に供する建物またはその敷地
- ・耕地や農地等の巣の周囲おおむね10メートル以内に複数の方が日常的に立ち入る可能性が低い場所

■対象者（当事業を利用できる方）

土地等の所有者または管理者であって、町内に住所を有する方

■スズメバチの巣駆除を依頼する場合

生活環境課に来庁または電話により口頭で申し出てください。申請書等の提出は不要です。

■事業の費用負担

事業の利用に要する費用は、無料とします。ただし、事業の実施に当たる土地等の一部取壊し、修繕等に係る費用は、申出者負担でお願いします。

問合せ 生活環境課 TEL76-8802

大子町過疎地域持続的発展計画策定のための意見募集(パブリックコメント)

町では、大子町過疎地域持続的発展計画の策定に当たり、計画（素案）について、皆さんから幅広く意見を募集します。

■大子町過疎地域持続的発展計画について

大子町過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続可能な地域社会の形成および地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を目的としています。

現在、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする大子町過疎地域持続的発展計画の策定を進めています。

■意見を募集する期間

7月12日（月）から7月30日（金）まで ※郵送の場合は募集期間内の消印有効

■意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に事務所または事業所を有する個人、法人等
- ・町内に通勤、通学する方
- ・その他案件に利害関係のある方

■計画素案の閲覧について

7月12日（月）から町ホームページに掲載します。

※まちづくり課で閲覧を希望する場合は、平日午前8時半から午後5時まで

■意見の提出方法

- ・郵送：〒319-3526 大子町大字大子866番地 大子町役場まちづくり課 あて
- ・FAX：0295-72-1167
- ・電子メール：machi@town.daigo.lg.jp

■意見の公表等

- ・提出されたご意見等（類似する意見等はまとめて）に対する町の考え方を、回答として町ホームページ等でお知らせする予定です。
- ・意見募集の結果は、ご意見以外の内容（住所、氏名等の個人情報等）は公表しません。
- ・ご意見に対しての個別の回答はできませんので、あらかじめご了承ください。

問合せ まちづくり課 TEL72-1131

中小企業退職金共済制度のお知らせ

中小企業退職金共済（略称：中退共）制度とは、昭和34年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。中退共制度を利用すれば、「安全・確実・有利」で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。この中退共制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（中退共）が運営しています。

■制度の目的

中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

■制度のしくみ

事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

問合せ 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL03-6907-1234

7月は社会を明るくする運動強調月間です

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。大子町でも月間に合わせてのキャンペーンや、県主催の小中学生の作文コンテストの作品募集を行います。地域の連帯や家族のきずなを一層深め、安心して暮らせる明るい社会づくりに努めましょう。

■目標

- ①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと。
- ②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること。

■取組事項

犯罪や非行をした人を再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題にわがこととして関わるコミュニティの実現に向け、

- ①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取り組み
 - ②犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りにはさまざまな協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取り組み
 - ③保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取り組み
 - ④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークを作る取り組み
 - ⑤犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取り組み
- これらに関係機関、団体等との連携をもとに取り組みすることとします。

問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL72-1117

夏の交通事故防止県民運動がはじまります

夏は暑さや行楽などによる疲労、季節特有の解放感による飲酒運転や無謀運転等を原因とする交通事故の発生が懸念されます。一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図りましょう。

- 期間 7月20日（火）から7月31日（土）までの12日間
- スローガン あぶないよ 画面見ないで 前を見て
- 運動の重点
 - ・歩行者（特に子どもと高齢者）の保護
 - ・妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
 - ・自転車の安全利用の推進

■飲酒運転根絶のための県下一斉広報日

茨城県では、毎年、飲酒運転による悲惨な交通死亡事故が多く発生していることから、交通事故防止県民運動期間内の飲酒の機会が増える週末に、「飲酒運転根絶のための県下一斉広報日」を設定しています。「飲酒運転は絶対にしない、させない」意識を高め、飲酒運転の根絶にご協力ください。

※県下一斉広報日：7月23日（金）、7月30日（金）

問合せ 大子警察署 TEL72-0110

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、定期検査（①法定検査）と定期的な維持管理（②保守点検・③清掃）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。浄化槽を正しく使用するよう皆さんのご協力をお願いします。 ※定期検査（①法定検査）未受検者には県から指導文書が送付されます。

①法定検査

- ▽実施機関 公益社団法人茨城県水質保全協会（県指定検査機関）
- ▽実施回数 毎年1回 ※初回検査は使用開始から3～8か月以内
- ▽内容 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているか外観、水質、書類を検査します。
- ▽申込先 公益社団法人茨城県水質保全協会 検査部 TEL029-291-4004

②保守点検

- ▽実施機関 県に登録している保守点検業者
- ▽実施回数 年3～4回 ※10人槽以下の家庭用浄化槽の場合
- ▽内容 浄化槽内の機器（送風機など）の点検調査や消毒剤の定期的な補充を行います。

③清掃

- ▽実施機関 町の許可を受けた清掃業者
- ▽実施回数 年に1回以上 ※全ばっ気方式は6か月に1回以上
- ▽内容 浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取ります。

問合せ

- <浄化槽全般に関すること> 茨城県県北県民センター環境・保安課 TEL0294-80-3355
- <浄化槽の廃止などの届け出に関すること> 大子町生活環境課 TEL76-8802

食中毒を予防しましょう！

食中毒は、細菌やウイルスに汚染された飲食物や、フグの肝、毒キノコなどの有害物を飲んだり食べたりすることによって起こります。主に腹痛、下痢、嘔吐といった症状が現れ、原因によっては麻痺などの神経症状がでることもあります。時には生命にかかわることもあり、注意が必要です。食中毒予防のため、食中毒の原因菌・ウイルスを

- ①食品や調理器具、手指などにつけない
- ②冷蔵庫などで食品をしっかり保存して増やさない
- ③食品の加熱や調理器具の殺菌を徹底してやっつける

この三原則を守り、毎日の生活の中で予防を心掛けましょう。

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

危険物取扱者試験のお知らせ

■危険物取扱者試験（C・D日程）

試験種類：甲種・乙種（第1類～第6類）・丙種

試験日	試験会場	受験願書の受付期間
10月2日 (土)	ホテルクリスタルパレス (ひたちなか市)	書面申請 7月15日(木)～26日(月) 電子申請 7月12日(月)～23日(金)
10月23日 (土)	水戸啓明高等学校 (水戸市)	書面申請 7月15日(木)～26日(月) 電子申請 7月12日(月)～23日(金)

※試験案内、受験願書等は消防本部予防課にあります。

問合せ 一般財団法人 消防試験研究センター 茨城県支部 TEL029-301-1150
ホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

結婚新生活応援補助金について

若者の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻および定住の促進を図るため、新婚世帯に対し住居費および引越費用の一部を補助します。

■対象となる方

- ・補助金申請日が婚姻届日から6か月以内であること。
- ・婚姻届日において、年齢が夫婦いずれも満50歳以下であること。
- ・夫婦ともに町内に住所を有していること。 ・市町村民税等を滞納していないこと。
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

■対象となる経費

①住居費（新築・購入）

婚姻を機に新たに町内の住宅を取得する際に要する費用（増改築を除く。）

②住居費（賃貸）

婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅を賃借する際に要する家賃（夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当分を除く。） ※町営住宅、子育て支援住宅は対象外

③その他の経費…敷金、礼金、共益費、仲介手数料および引越費用

■補助金の額

①住居費（新築・購入）

1世帯当たり720,000円を上限とする（初年度に1回限り）。

②住居費（賃貸）

1世帯当たり月額20,000円を上限とする。

初年度の補助金申請日の属する月から起算して36か月を限度

③その他の経費

1世帯当たり合計額180,000円を上限とする（初年度に1回限り）。

※②および③の補助を受ける場合は、合わせて720,000円を上限とする

■申請に必要なもの

- ・結婚新生活応援補助金交付申請書 ※
 - ・住宅の売買契約書もしくは請負契約書または賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
 - ・住宅手当支給証明書 ※
 - ・夫婦の所得証明書および市町村民税完納証明書 ・貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- ※町ホームページ (<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/>) からダウンロードできます。

■補助金の申請および請求時期

▽申請時期 初年度：随時 次年度以降：毎年4月末まで

▽請求時期 9月（4月～9月分）、3月（10月～翌年3月分）の年2回

問合せ まちづくり課 TEL72-1131

大子町水田防除協議会からのお知らせ

大子町水田防除協議会では、ラジコンヘリコプターによる水稲病虫害防除を実施する予定です。早朝からの実施となりますが、ご理解とご協力をお願いします。

■日時 8月4日（水）～8月5日（木） 5：00～11：00

■その他 ・天候等により日程が変更になる場合があります。
・対象地区の皆さんには連絡班長を通して改めてお知らせします。

問合せ 大子町水田防除協議会（JA常陸大子営農センター内） TEL72-1191



公道での農機による死亡事故を防ぎましょう

トラクター等の整備不足や操作ミスが、転落、横転、追突の事故を引き起こします。農林水産省の最新の調査データによると、近年300人前後の方々が農作業中の事故で亡くなっています。農作業中の死亡事故は、一般交通事故の約7倍、建設業の約3倍にも及びます。農機事故を未然に防ぐために、備えるべき機器（ランプ等）や操作時の安全確認と予防対策をもう一度考えてみましょう。

■参考

- ・ 関東農政局：農作業安全対策サイト
<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/sizai/annzenn.html>
- ・ 農林水産省：農作業安全対策サイト
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html



問合せ 農林課農政担当 TEL 72-1128

農村地域の活性化を目指す「いばらきアグリ Co ラボ」第3期受講生募集！

「いばらきアグリ Co ラボ」とは、農村地域の資源（ヒト・モノ・コト）を活かしたビジネスアイデアを構想する、全3回の連続講座です。「先進的な取り組みを行う実践者の講演」「受講生同士のディスカッション」「地元フィールドワーク」などを通じて、農村地域の未来を描き、自分が行いたいスモールビジネスの事業構想をつくりまします。

- 日時等 第1回講座 8月27日（金）14：00～17：00 茨城県三の丸庁舎
- 対象者 茨城県内の農林漁業者、飲食・観光関係者、農業関連事業者など、地域資源を活かした農村地域の活性化に関心のある方
- 申込み 二次元コードの申込みフォームからお申し込みください。（8月16日（月）18時締め切り）
- 主催 茨城県農林水産部 農地局 農村計画課



問合せ 株式会社JTB水戸支店（担当：劉・山原） TEL 029-225-5233

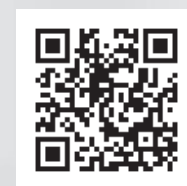
大子町魅力発信コーナー 「三宝の朝市 も～にんぐまるしえ～」

出来たての豆腐やお惣菜のほか、ゆばやコーヒー、野菜など、毎回さまざまな商品が販売されます。汁物の無料配布も行っています。

- 日時 奇数月の第3日曜日（次回は7月18日） 8：00～9：00
- 場所 奥久慈ゆばの里

詳細はホームページをご覧ください（<http://www.yuba.co.jp/>）。

問合せ 奥久慈ゆばの里 三宝産業株式会社 TEL 72-8551



— 次回の発行は、7月20日(火)です。 —